

令和6年度仁木町障害者就労施設等からの優先調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの優先調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、本町における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

1 目的

町が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、町の全ての課等（以下「課等」という。）に適用する。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が町内にある施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援事業）
- (4) その他障害者優先調達推進法第2条第2項第2号又は第3号に規定する施設

5 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給可能なものとする。

6 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

福祉課にあっては、課等に対し、障害者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。また、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

イ 町内の中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないよう配慮する。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用した優先的な調達に努める。

7 調達目標

前年度の調達実績額を上回るよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績については、町全体の調達実績額のほか、課等ごとの調達実績額等概要をとりまとめ、町ホームページ等により速やかに公表する。

9 町が行う契約における障がい者の就業を促進するための措置等

町内に存する又は障がいのある町民が勤務する企業等であって、北海道障がい者条例（平成21年北海道条例第50号）に基づき障がい者の就労支援を行う事業者として認証した企業等への入札上の優遇や随意契約における契約の相手方選定の際の配慮等により、障がい者の就業を促進するための措置を講ずるよう努める。